

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第三号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年十二月奈良県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第十一号中「含む。」の下に「第十二条第一項第三号を除き、」を加える。

第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）を「請求等」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用職員等に対する意向確認等）

第十二条 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月奈良県条例第二十九号）第三十三条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした会計年度任用職員（以下この項において「申出会計年度任用職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 申出会計年度任用職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号及び第四項において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出会計年度任用職員の意向を確認するための措置

三 職員の育児休業等に関する条例第三十三条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出会計年度任用職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出会計年度任用職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、三歳に満たない子を養育する会計年度任用職員（以下この項において

「対象会計年度任用職員」という。）に対して、対象会計年度任用職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日まで、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象会計年度任用職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号及び第四項において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象会計年度任用職員の意向を確認するための措置

三 対象会計年度任用職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象会計年度任用職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象会計年度任用職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、会計年度任用職員に対する出生時両立支援制度等及び育児期両立支援制度等の請求等に係る意向確認等については、常勤職員の例による。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。